

都道府県労働局
労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
(契印省略)

労災保険における柔道整復師施術料金に係る取扱いについて

労災保険における柔道整復師施術料金については、平成14年7月2日付け基発第0702003号により指示されているところであり、それぞれの請求・審査に当たっての留意事項等については別途指示されているところであるが、一部の項目について実際の請求・審査に際し、各局ごとの取扱いに統一性が欠ける点も見受けられるところから、平成17年4月1日以降の施術に係るものより下記のとおりとするので、取扱いについて遺漏なきを期されたい。

なお、本取扱いについては（社）日本柔道整復師会と協議済であることを申し添える。

記

1 特別措置（包帯交換料）

昭和53年3月16日付け補償課長事務連絡第10号の記4を以下のとおり改め、包帯交換日は明記しなくとも良いこととしたので、別添における改正後の記入欄の施術期間と回数に関連性によって審査を行うこと。

4 請求方法

請求手続については、請求書の「療養の内訳及び金額」欄に回数及び金額をそれぞれ記載の上請求させること。

2 電気光線療法

電気光線療法については、昭和53年3月16日付け基発第154号において「その他の欄に電気光線療法の種類、回数及び金額を記入の上請求させる」としているが、昨今においては、使用されている電気光線療法の種類は限定されていることから、電療料欄の部位ごとの回数の記入欄によって審査を行うこと。

3 運動療法料

昭和61年7月24日付け補償課長事務連絡第30号の記1(6)を以下のとおり改めるので、別添における改正後の運動療法料の記入欄によって審査を行うこと。

1 運動療法について

(6) 請求手続については、請求書の「療養の内訳及び金額」欄に回数及び金額をそれぞれ記載の上請求させること。

4 施術情報提供料

平成4年6月26日付け補償課長事務連絡第20号の記2(2)イを以下のとおり改めるので、別添における改正後の施術情報提供料の記入欄によって審査を行うこと。

2 施術情報提供料について

(2) 施術情報提供料の請求方法

イ 請求手続については、請求書の「療養の内容及び金額」欄に金額を記載の上請求させること。

現行

療養の内訳及び金額	初検料	初検年月日	平成	年	月	日	時頃	時間外・深夜・休日加算	円		千	円	
	再検料							円 指導管理料	回	円			
	往診料	距離(片道)	km		回	1回		円 夜間・遅路・暴風雨雪加算	円				
	装復固定料 初回処置	傷病名及び部位				回数		1回の料金	延明器料	回			
		イ				回		円	特別材料料	円			
		ロ											
		ハ											
	後療料	イ					回	円	包帯交換料				
		ロ											
		ハ											
ニ									円				
電療料	イ		回	ロ		回	ハ		回	ニ		回	
	あん法料	冷あん法	イ		回	ロ		回	ハ		回	ニ	回
温あん法		イ		回	ロ		回	ハ		回	ニ	回	
その他													
合 計											千	円	

改正後

療養の内訳及び金額	初検料	初検年月日	平成	年	月	日	時頃	時間外・深夜・休日加算	円		千	円	
	再検料							円 指導管理料	回	円			
	運動療法料							円 施術指導提供料	円				
	休業(補償)	給付証明料				回		円 証明期間					
	往診料	距離(片道)	km		回	1回		円 夜間・遅路・暴風雨雪加算	円				
	装復固定料 初回処置	傷病名及び部位				金額			特別材料料				
		イ					円		円				
		ロ											
		ハ											
	後療料	イ					回	円	包帯交換料	回	円		
ロ													
ハ													
ニ													
電療料	イ		回	ロ		回	ハ		回	ニ		回	
	療法料	冷療法	イ		回	ロ		回	ハ		回	ニ	回
温療法		イ		回	ロ		回	ハ		回	ニ	回	
その他													
合 計											千	円	